

教員養成セミナー2021年4月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニング動画

◆第7回◆教育法規①-1
教育の理念

講師：植竹 丘（共栄大学）

日本国憲法の教育条項

▶ 日本国憲法第26条

- すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

「普通教育を受けさせる義務」

▶ 日本国憲法第26条第2項前段

- すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。

▶ 教育基本法第5条第1項

- 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

▶ 学校教育法第16条

- 保護者（略）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

機会の均等

▶ 日本国憲法第14条第1項

- すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

▶ 教育基本法第4条第1項

- すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、**教育上**差別されない。

義務教育の無償

- ▶ 日本国憲法第26条第2項後段
 - 義務教育は、これを無償とする。
- ▶ 教育基本法第5条第4項
 - 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。
- ▶ 学校教育法第6条
 - 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。
- ▶ 義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律第1条第1項
 - 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

教員養成セミナー2021年4月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニング動画

◆第7回◆教育法規①-2
教育の目標

講師：植竹 丘（共栄大学）

教育基本法前文

- ▶ 我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた**民主的で文化的**な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。
- ▶ 我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、**真理と正義**を希求し、**公共の精神**を尊び、豊かな**人間性と創造性**を備えた人間の育成を期するとともに、**伝統**を継承し、新しい**文化**の創造を目指す教育を推進する。
- ▶ ここに、我々は、**日本国憲法**の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

教育基本法第2条（教育の目標）

- ▶ 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- ▶ 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- ▶ 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ▶ 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- ▶ 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ▶ 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

学校教育法第21条（義務教育の目標）

- ▶ 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- ▶ 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ▶ 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- ▶ （略）
- ▶ 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

「個性に応じて将来の進路を・・・」

- ▶ 学校教育法第21条（義務教育の目標）第十号
 - 職業についての基礎的な知識と技能，勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。
- ▶ 学校教育法第51条（高等学校の目標）第二号
 - 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき，個性に応じて将来の進路を決定させ，一般的な教養を高め，専門的な知識，技術及び技能を習得させること。

学校給食法第2条（学校給食の目標）

- ▶ 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。
- ▶ 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ▶ 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ▶ 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ▶ 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ▶ 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ▶ 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ▶ 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

教員養成セミナー2021年4月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニング動画

◆第7回◆教育法規①-3
各学校段階の目的

講師：植竹 丘（共栄大学）

各学校段階の目的①

▶ 学校教育法第29条（小学校の目的）

- 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

▶ 学校教育法第45条（中学校の目的）

- 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

▶ 学校教育法第50条（高等学校の目的）

- 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

「普通教育」と「義務教育」

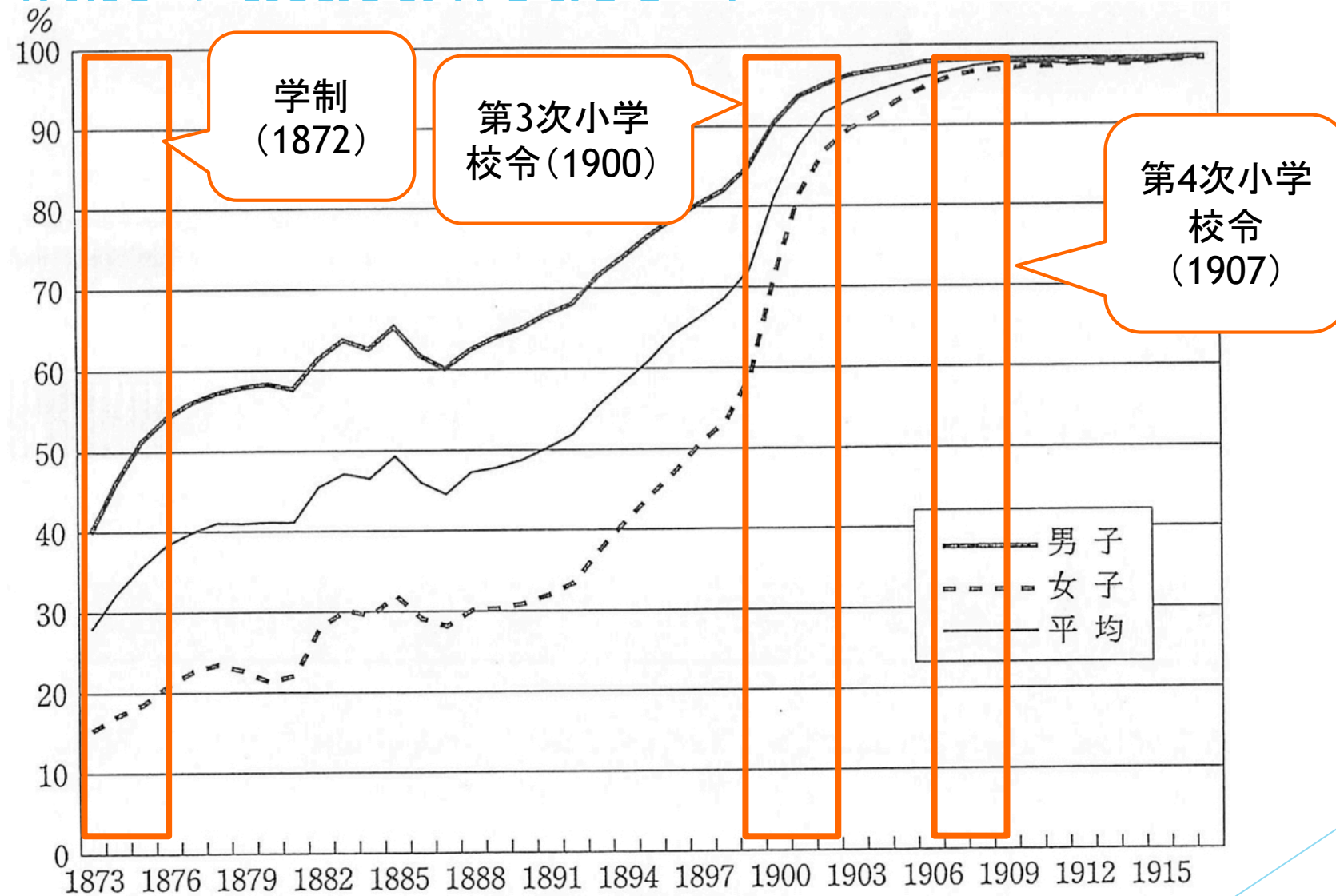
▶ 普通教育

- 同年齢のほぼ全てが受ける教育
- 特定の職業に就くことを前提としない教育

▶ 義務教育

- (法令上) 強制的に受けさせられる教育

戦前の義務教育就学率



出所：土方苑子（2002）『東京の近代小学校』東京大学出版会，p.12. データ出所は『文部省年報』

各学校段階の目的②

▶ 学校教育法第49条の2（義務教育学校の目的）

- 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

▶ 学校教育法第63条（中等教育学校の目的）

- 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。